

埼自発60013
令和6年2月吉日

各 団 体 長 殿

自由民主党埼玉県支部連合会
会長 柴山昌彦
幹事長 小谷野五雄
政務調査会長 小久保憲一

『令和6年度 埼玉県への施策並びに予算編成に対する
団体要望書』に対する対応状況等の送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年お預かりしました『令和6年度 埼玉県への施策並びに予算編成に対する団体要望書』につきまして、県からの要望に対する対応状況等の回答書を送付いたします。

なお、要望につきましては、十分な回答を得られなかったものもあるかと存じますが、引き続き要望の実現に向けて尽力して参りますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

今後も自由民主党埼玉県支部連合会に対しまして、特段のご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

【お問い合わせ】

自由民主党埼玉県支部連合会 工藤
TEL 048-824-3297

自由民主党埼玉県支部連合会 令和6年度埼玉県への施策
並びに予算編成に対する団体要望書に対する対応状況等

No.054

団体名 埼玉県環境産業振興協会

環境部

要 望 項 目

・環境農林部会関係

④ 埼玉県環境産業振興協会

1. 県が造成する産業団地等への産業廃棄物処理業者の立地について

産業廃棄物処理業界は、製造業、建設業及び各種サービス業等から排出される産業廃棄物を適正に処理し再生資材やエネルギーに変えるなど、サーキュラーエコノミーを実践する産業として日本の産業を底辺で支え、資源循環型社会を形成するために鋭意努力しております。

また、近年多発する災害においては、「被災者の日常が一日でも早く取り戻せるよう」との理念の下、地元企業として、災害廃棄物の処理にも迅速に対応しているところです。

一方、県民の当業界に対する負のイメージは依然として強く、埼玉県内で産業廃棄物処理施設を計画しても周辺住民等の理解が得られず新たな立地を断念する事業者が多い状況にあります。このため、多くの産業廃棄物処理事業者は、製造業等が進出する工業専用地域に立地を希望していますが、現在は市町村の地区計画で当該地域への進出が困難な状況にあります。

産業廃棄物処理施設は、持続可能な循環型社会を形成するための社会インフラとして必要不可欠の施設であります。資源循環の重要性はもとより、地域の雇用の確保や環境改善に貢献し、継続的な投資を呼び込む持続可能な産業として、今後発展が大いに期待されています。

また、廃棄物によるバイオマス発電や余熱利用などにより、エネルギーの地産地消にも貢献するなどの新たな役割も期待されており、エネルギー問題や地球温暖化対策など、現代社会が抱える多くの課題解決に貢献する産業です。

さらに、今後発生が予測されている大規模災害で生じる大量の災害廃棄物を適正処理し再生利用するために高度処理が可能かつ強靭な廃棄物処理施設の整備が求められています。

これらのことに対する御理解いただき、県内の産業廃棄物処理事業者が、今後県や市町村が造成する工業専用地域を伴う産業団地や既存の産業団地に立地できるよう、県当局に要望するものです。

併せて、令和3年度に新規事業化した久喜高柳地区における地区計画に関する久喜市との調整結果及び令和5年度の要望に対する回答の進捗状況について御教示ください。

令和5年度の要望に対する回答

・産業団地の立地業種については、市町村が地区計画の中で具体的に定めることになっています。

今後新規事業化する地区においては、地区計画の策定者である地元市町村と調整

し、検討を進めてまいります。

【過去3年間の調整状況】

令和元年度、2年度は、翌年度に新規事業化した地区がないため、地区計画の策定者である地元市町村とは具体的な調整等を行っていません。

令和3年度については、今年度新規事業化した久喜高柳地区において久喜市と地区計画の調整をおこなっていますが、産業団地の立地業種については、市が地区計画の中で具体的に定めることとなっています。

対応状況等

廃棄物処理基本計画では、都市計画上の工業系用途地域へ産業廃棄物処理施設の整備を促進する旨を定めています。

工業専用地域においては、産業廃棄物処理業の許可に係る指導基準を緩和することにより産業廃棄物処理業者が立地しやすくなっています。

また、新規事業化する地区に対して企業局が市町村と調整等を進める場合において、調整等に参加し、循環型社会の構築や現在の産業廃棄物処理施設の状況について説明を行いました。

自由民主党埼玉県支部連合会 令和6年度埼玉県への施策
並びに予算編成に対する団体要望書に対する対応状況等

No.054

団体名 埼玉県環境産業振興協会

都市整備部

要 望 項 目

・環境農林部会関係

④ 埼玉県環境産業振興協会

1. 県が造成する産業団地等への産業廃棄物処理業者の立地について

産業廃棄物処理業界は、製造業、建設業及び各種サービス等から排出される産業廃棄物を適正に処理し再生資材やエネルギーに変えるなど、サーキュラーエコノミーを実践する産業として日本の産業を底辺で支え、資源循環型社会を形成するために鋭意努力しております。

また、近年多発する災害においては、「被災者の日常生活が一日でも早く取り戻せるように」との理念の下、地元企業として、災害廃棄物の処理にも迅速に対応しているところです。

一方、県民の当業界に対する負のイメージは依然として強く、埼玉県内で産業廃棄物処理施設を計画しても周辺住民等の理解が得られず新たな立地を断念する事業者が多い状況にあります。このため、多くの産業廃棄物処理事業者は、製造業等が進出する工業専用地域に立地を希望していますが、現在は市町村の地区計画で当該地域への進出が困難な状況にあります。

産業廃棄物処理施設は、持続可能な循環型社会を形成するための社会インフラとして必要不可欠の施設であります。資源循環の重要性はもとより、地域の雇用の確保や環境改善に貢献し、継続的な投資を呼び込む持続可能な産業として、今後発展が大いに期待されています。

また、廃棄物によるバイオマス発電や余熱利用などにより、エネルギーの地産地消にも貢献するなどの新たな役割も期待されており、エネルギー問題や地球温暖化対策など、現代社会が抱える多くの課題解決に貢献する産業です。

さらに、今後発生が予測されている大規模災害で生じる大量の災害廃棄物を適正処理し再生利用するために高度処理が可能かつ強靭な廃棄物処理施設の整備が求められています。

これらのことのご理解いただき、県内の産業廃棄物処理事業者が、今後県や市町村が造成する工業専用地域を伴う産業団地や既存の産業団地に立地できるよう、県当局に要望するものです。

併せて、令和3年度に新規事業化した久喜高柳地区における地区計画に関する久喜市との調整結果及び令和5年度の要望に対する回答の進捗状況について御教示ください。

令和5年度の要望に対する回答

- ・産業団地の立地業種については、市町村が地区計画の中で具体的に定めることになっています。

今後新規事業化する地区においては、地区計画の策定者である地元市町

村と調整し、検討を進めてまいります。

【過去3年間の調整状況】

令和元年度、2年度は、翌年度に新規事業化した地区がないため、地区計画の策定者である地元市町村とは具体的な調整等を行っていません。

令和3年度については、今年度新規事業化した久喜高柳地区において久喜市と地区計画の調整をおこなっていますが、産業団地の立地業種については、市が地区計画の中で具体的に定めることとなっています。

対応状況等

産業基盤づくり推進事業費

1,436千円

産業団地内の建築物については、都市計画法に基づき市町村が定める用途地域及び地区計画によって、立地可能な建築物を具体的に定めています。

また、県が策定している第9次埼玉県廃棄物処理基本計画では、「産業廃棄物処理施設の適正な施設整備の促進」の中で、「産業廃棄物処理施設について、都市計画上の工業系用途地域への適正な施設の整備を促進」するとしています。

このことから、市町村が都市計画を決定又は変更する際は、県知事協議など様々な機会を通じて廃棄物処理施設の適正な立地が図られるよう、引き続き努めてまいります。

自由民主党埼玉県支部連合会 令和6年度埼玉県への施策
並びに予算編成に対する団体要望書に対する対応状況等

No.054

団体名 埼玉県環境産業振興協会

企業局

要 望 項 目

・環境農林部会関係

④ 埼玉県環境産業振興協会

1. 県が造成する産業団地等への産業廃棄物処理業者の立地について

産業廃棄物処理業界は、製造業、建設業及び各種サービス業等から排出される産業廃棄物を適正に処理し再生資材やエネルギーに変えるなど、サーキュラーエコノミーを実践する産業として日本の産業を底辺で支え、資源循環型社会を形成するために鋭意努力しております。

また、近年多発する災害においては、「被災者の日常が一日でも早く取り戻せるように」との理念の下、地元企業として、災害廃棄物の処理にも迅速に対応しているところです。

一方、県民の当業界に対する負のイメージは依然として強く、埼玉県内で産業廃棄物処理施設を計画しても周辺住民等の理解が得られず新たな立地を断念する事業者が多い状況にあります。このため、多くの産業廃棄物処理事業者は、製造業等が進出する工業専用地域に立地を希望していますが、現在は市町村の地区計画で当該地域への進出が困難な状況にあります。

産業廃棄物処理施設は、持続可能な循環型社会を形成するための社会インフラとして必要不可欠の施設であります。資源循環の重要性はもとより、地域の雇用の確保や環境改善に貢献し、継続的な投資を呼び込む持続可能な産業として、今後発展が大いに期待されています。

また、廃棄物によるバイオマス発電や余熱利用などにより、エネルギーの地産地消にも貢献するなどの新たな役割も期待されており、エネルギー問題や地球温暖化対策など、現代社会が抱える多くの課題解決に貢献する産業です。

さらに、今後発生が予測されている大規模災害で生じる大量の災害廃棄物を適正処理し再生利用するために高度処理が可能かつ強靭な廃棄物処理施設の整備が求められています。

これらのことに対する御理解いただき、県内の産業廃棄物処理事業者が、今後県や市町村が造成する工業専用地域を伴う産業団地や既存の産業団地に立地できるよう、県当局に要望するものです。

併せて、令和3年度に新規事業化した久喜高柳地区における地区計画に関する久喜市との調整結果及び令和5年度の要望に対する回答の進捗状況について御教示ください。

令和5年度の要望に対する回答

・産業団地の立地業種については、市町村が地区計画の中で具体的に定めることになっています。

今後新規事業化する地区においては、地区計画の策定者である地元市町村と調整し、検討を進めてまいります

【過去3年間の調整状況】

令和元年度、2年度は、翌年度に新規事業化した地区がないため、地区計画の策定者である地元市町村とは具体的な調整等を行っていません。

令和3年度については、今年度新規事業化した久喜高柳地区において久喜市と地区計画の調整をおこなっていますが、産業団地の立地業種については、市が地区計画の中で具体的に定めることとなっています。

対応状況等

行田富士見工業団地拡張地区産業団地整備事業費	317,788千円
富士見上南畠地区産業団地整備事業費	515,771千円
鴻巣箕田地区産業団地整備事業費	1,170,165千円
久喜高柳地区産業団地整備事業費	1,711,746千円
吉見大和田地区産業団地整備事業費	504,219千円
美里甘粕地区産業団地整備事業費	471,674千円

産業団地の立地業種については、市町村が地区計画の中で具体的に定めることとなっています。

今後新規事業化する地区においては、地区計画の策定者である地元市町村と調整し、検討を進めてまいります。

【久喜高柳地区における地区計画に関する久喜市との調整結果】

令和4年11月30日に久喜市が久喜都市計画高柳地区地区計画の決定を行いました。

【令和5年度の要望に対する回答の進捗状況】

新規事業化を予定する地区においては、地区計画の策定者である地元市町村に検討を促しています。

自由民主党埼玉県支部連合会 令和6年度埼玉県への施策
並びに予算編成に対する団体要望書に対する対応状況等

No.055

団体名 埼玉県環境産業振興協会

環境部

要 望 項 目
<p>・環境農林部会関係</p> <p>④ 埼玉県環境産業振興協会</p> <p>2. 産業廃棄物処理業許可申請に添付する講習会修了証の有効期間を5年とすることについて</p> <p>産業廃棄物処理業の許可を行うに際し、都道府県知事等は、許可申請書が廃棄物処理法施行規則に定める「申請者の能力に係る基準」に適合しているか否かを審査することになっています。</p> <p>この「申請者の能力に係る基準」は、産業廃棄物処理業を「的確に行うに足りる知識及び技能を有すること」とされており、その判断基準として、埼玉県では申請者が公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの実施する「許可申請に関する講習会」を受講し、その修了証を許可申請書に添付することを申請者に求めています。</p> <p>この修了証の有効期間は、各都道府県市が裁量によって定めており、本県（廃棄物処理法を所管する4市を含む。）の場合、更新許可申請を行う場合の修了証（更新講習修了証）の有効期間は2年間と定めています。</p> <p>一方、新規許可申請を行う場合の修了証（新規講習修了証）の有効期間は5年間と定めています。</p> <p>これらの有効期間に違いを設けていることに関して、非常に不合理であることから、有効期限の違いをなくすよう昨年度に県に要望したところ、回答は、以下のとおりでした。</p> <p>①全国の都道府県・政令市においては、8割以上の自治体が更新課程の講習会修了証の有効期限を2年間と定めています。</p> <p>②県内許可業者の中には、依然として、法令や制度改正の理解不足が不原因で、立ち入り検査時に違反行為を指導されるものがいるほか、重大な違反行為により事業停止の行政処分に至った事例も発生しており、一定頻度の講習受講は必要と考えています。</p> <p>しかし、これらの回答内容に対して、当協会としては以下のような見解を持っています。</p> <p>①全国8割以上の自治体との横並びでなく、埼玉県として事実に基づき時代に即した行政運営をお願いしたい。</p> <p>なお、近畿圏や中京圏の府県市は、更新講習修了証の有効期間を5年間としているが、この対応により法令違反数が他の8割の自治体より多く発生している事実はありません。</p> <p>②「県内許可業者には依然として違反行為を指導される者や行政処分される者がいる</p>

ので、一定頻度の講習受講は必要」との回答があつたが、当協会も講習の重要性は十分認識しており、県との共催による適正処理講習会など、機会を捉えて各種講習事業を実施しており、事業者の資質も向上してきております。

このような実態の中、埼玉県ではいつまでも頑なに更新許可修了証の有効期間を2年としているが、適切な有効期間について再度御検討をお願いしたい。

協会としては、更新許可講習会修了証の有効期間を新規許可講習会修了証と同様に有効期間を5年間に変更して頂くよう要望します。

【参考】

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターによる全国129の都道府県等に対する修了証（更新許可申請書に添付する講習会修了証に限る）の有効期間に関する調査結果は以下のとおりです。

① 2年 回答数 105 (81.4%) ←埼玉県、さいたま市、川越市、
越谷市、川口市

② 5年 回答数 24 (18.6%) ※

※【中京圏】愛知県、名古屋市など6自治体

【近畿圏】大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市など18自治体

対応状況等

産業廃棄物審査事務費

10,697千円

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく諸制度は、社会情勢の変化や最新の技術革新に対応するため、その都度改正されてきています。

また、全国の都道府県・政令市においては、8割以上の自治体が更新課程の講習会修了証の有効期限を2年間と定めています。

県内の許可業者の中には、依然として、法令や制度改正の理解不足が原因で、立入検査時に違反行為を指導される者がいるほか、重大な違反行為により事業停止の行政処分に至った事例も発生しているという事実に基づき、現時点では、引き続きこれまでと同水準の頻度での講習受講は必要と考えています。

適正処理講習会等による事業者の質の向上につきましては、当該講習会等に県の許可業者約1万7千者の全てが参加しているものではないことから、更新許可申請の要件に大きな影響を与える程のものではないと考えます。

法令や制度改正の頻度、他自治体の状況及び申請者の的確な知識と技能の確保等を勘案すると、現状、関東近県も全て2年間の有効期限としていることから、埼玉県における取り扱いは妥当であると考えておりますが、有効期限を5年間としている自治体の状況、国や近隣自治体の意向を確認するなど、見直しの可能性も含め、今後も情報収集に努めてまいります。

自由民主党埼玉県支部連合会 令和6年度埼玉県への施策
並びに予算編成に対する団体要望書に対する対応状況等

No.056

団体名 埼玉県環境産業振興協会

環境部

要 望 項 目

・環境農林部会関係

④ 埼玉県環境産業振興協会

3. 産業廃棄物処理業の環境産業へのステージアップ事業の充実について

県と協会が、平成28年度から連携して実施しているステージアップ事業は、業界のイメージアップを図る「3S運動」、人材定着のための「合同入社式」、太陽光パネルのリサイクルに関する研究など、全国でも例のない取組です。

この事業は全国でも注目され、合同入社式などは東京都でも開催されるなど広がりを見せるとともに、国でも平成29年には「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言」において、業界の社会インフラとしての成長に向けて行政による関係者と連携した支援を提言しております。また、県と個別の処理業者が連名の啓発資料（チラシ）は、排出事業者に適正分別やコンプライアンスの徹底を働き掛ける新たな取り組みとして注目されております。

「3S運動」では、スマイル、セイケツ、スタイルの各部門に奨励賞、特別賞、最優秀賞を設定してきましたが、令和5年度から、過去に3S運動最優秀賞を受賞した事業者のうち受賞後も3S運動を継続・発展させている事業者を表彰するトップランナー賞を新設しました。これまでにのべ132社から、多種多様な取組についての応募があり、着実に成果が上がっていることを実感しております。

しかし、業界には小規模零細業者が多く、事業の浸透の点では、いまだ道半ばの状況にあります。特に、業界において喫緊の課題である人材確保と育成、労働安全対策の推進の観点からも事業を一層充実する必要があります。協会として全力で取組んでまいる所存ですが、なお公的なバックアップは不可欠の状況です。

そこで、「3S運動」をはじめとするステージアップ事業の継続と一層の充実を要望するものであります。

※産業廃棄物処理業「3S運動」は、「3K」イメージを掲げて、「スマイル」（笑顔でお客様をお迎え）、「セイケツ」（きれいな明るく整備された工場・職場へ）、「スタイル」（身だしなみからイメージチェンジ）を進める運動。運動推進事業者は県に登録（事業者数約160社）。

※合同入社式は、個々の事業者では少ない新規採用者が一同に会して、国旗と県旗の下で入社式を行なうもの。不安や悩みを抱える新入社員が会社の枠を超えて交流することで定着を図ることも期待している。毎年50名～80名が参加。

対応状況等

環境産業へのステージアップ事業

922千円

産業廃棄物処理業が「環境産業」へとステージアップしていくため引き続き様々な取組に努めてまいります。

3S運動の充実のため、協会役員等と県市職員で構成する「3S運動推進協議会」において活発な議論を行い、イメージアップのための様々な取組を推進してまいります。

「合同入社式」については、令和5年度は会場とオンラインで同時開催し、53名の新入社員の皆様に御参加いただきました。令和6年度も式典のほか名刺交換会を通じた交流を行い、参加者のネットワーク構築を支援してまいります。また、「フォローアップ研修」を実施し、業界の魅力を伝え人材育成に努めてまいります。

令和4年度から新設した「3S運動トップランナー賞」についても、引き続き表彰を実施し取組を周知してまいります。

令和5年11月14日開催の県庁オープンデーでは一般社団法人埼玉県環境産業振興協会と合同で出展し、3S運動について一般県民に周知しました。

自由民主党埼玉県支部連合会 令和6年度埼玉県への施策
並びに予算編成に対する団体要望書に対する対応状況等

No.057

団体名 埼玉県環境産業振興協会

環境部

要 望 項 目

・環境農林部会関係

④ 埼玉県環境産業振興協会

4. 埼玉県サーキュラーエコノミー型ビジネス創出事業について

昨今、県からの情報発信で、サーキュラーエコノミーという言葉をよく見かけます。それによれば、資源不足やカーボンニュートラル実現等へ対応するため、これまで大量消費・大量廃棄を前提とした一方通行の「リニアエコノミー」から資源の循環的・効率的利用を図る「サーキュラーエコノミー」への転換を推進するとあります。

従来から処理業界は資源循環を目指して活動しており、廃棄物から資源を取り出し、それ以外の廃棄物は適正に処理しております。業界の努力及び技術の進歩並びに社会の要請等があいまって資源循環はますます進展しており、産業廃棄物処理事業者はこの「サーキュラーエコノミー」を中心で推進する業界と自負しております。

しかし、今年度県が募集した「埼玉県サーキュラーエコノミー型ビジネス創出事業費補助金」の結果を見ると、採択された7事業者の中に産業廃棄物処理事業の許可業者は1社しか入っていません。処理業界としては猶予すべき結果になっております。処理業者の応募及び採択が少なかった主な要因として以下の事項が推察されます。

1 事業募集期間の問題（協力事業者を集められない等）

事業募集の広報（4月20日）から申請受付期間（4月20日から6月2日）まで非常に短く、かつ、応募するためには、補助事業者及び大企業、自治体等の複数の事業者等で構成された連携体を構築する必要があり、多くの処理業者にとっては事業を構築する時間が足りなかった。

2 廃棄物処理法上の問題

産業廃棄物処理事業者が許可事業地内で許可以外の作業をする場合は、常に、廃棄物処理法の変更許可や届出事項に該当するかどうか行政の判断を受ける必要があり、この協議に時間を要することになる。

3 同種の物が、有価物であったり廃棄物であったりと取扱いが明確でない問題本来廃棄物と思われる物が、サーキュラーエコノミーの名の下に廃棄物処理事業の許可を取得しないで事業を行っている者の出現が予想される。

これらの要因を解決するために必要な対応は、次のとおりです。

- 1 事業募集期間は、新規事業者が参入できるよう十分確保すること。
- 2 産業廃棄物処理事業者が補助事業を実施する場合は、法令に基づく手続きを簡素化するなど、許可業以外の事業者と同様の取扱いをすること。
- 3 事業で取り扱おうとしている物が、廃棄物か有価物かの判断を廃棄物の総合判断説に基づき各種判断要素を慎重に検討すること。

本来は廃棄物たる物を有価物と称する偽装有価物を無許可で処理する者の存在は、産業廃棄物処理業者には死活問題であり極めて遺憾です。偽装有価物処理業者に対しては、様々な形の立入調査等により事実確認の上御指導いただいているところですが、疑わしい業者は依然として少なくありません。

については、調査範囲の拡大や調査内容の充実等、より実効性のある調査・指導を要望します。

また、サーキュラーエコノミー等の補助事業等では、産業廃棄物を対象とする事業については、産業廃棄物処理業の許可取得を条件とするように要望します。

対応状況等

産業廃棄物審査事務費	10,697千円
産業廃棄物排出事業者指導費	12,857千円
サーキュラーエコノミー推進事業費	164,461千円

廃棄物処理法の変更許可や届出事項に該当するかについての協議等があった場合には、速やかな対応に努めてまいります。

なお、許可、届出等の手続きについては、法令等を踏まえて個別に判断します。

また、本来は廃棄物たる物を有価物と称する偽装有価物について、無許可処理など不適正処理が行われていないか監視するとともに、警察など関係機関と連携し排出事業者や産業廃棄物処理業者に対して適正処理を指導します。

埼玉県サーキュラーエコノミー型ビジネス創出事業費補助金の公募を令和5年度より長い期間確保することで、新規事業者が参入できるようにしてまいります。

廃棄物か有価物かの判断につきましては、廃棄物の総合判断説に基づき各種判断要素を慎重に検討してまいります。

廃棄物を対象とする補助事業者につきましては、廃棄物処理法に基づく許可取得などを要件に追加する要綱等の改正を検討してまいります。